

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2021-52887(P2021-52887A)
【公開日】令和3年4月8日(2021.4.8)
【年通号数】公開・登録公報2021-017
【出願番号】特願2019-176845(P2019-176845)
【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 5 1

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月24日(2021.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のスイッチと、
第2のスイッチと、
第3のスイッチと
を備え、

設定変更モードにおいて、第1のスイッチが第1態様から第2態様となると設定値を選択することが可能であり、

設定変更モードにおいて、第2のスイッチが第3態様から第4態様となると設定値を選択できないようにすることが可能であり、

第3のスイッチが第5態様であるときに電源が投入されると、設定変更モードを開始することが可能であり、設定変更モードにおいて、第3のスイッチが第6態様となると設定変更モードを終了することが可能であり、

設定変更モードにおいて、第2のスイッチを第3態様から第4態様とするための最小の力をF1とし、

設定変更モードにおいて、第3のスイッチを第5態様から第6態様とするための最小の力をF2としたとき

$F1 < F2$

となっている遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上述した課題を解決するために、本発明は、

第1のスイッチと、
第2のスイッチと、
第3のスイッチと
を備え、

設定変更モードにおいて、第1のスイッチが第1態様から第2態様となると設定値を選択することが可能であり、

設定変更モードにおいて、第2のスイッチが第3態様から第4態様となると設定値を選択できないようにすることが可能であり、

第3のスイッチが第5態様であるときに電源が投入されると、設定変更モードを開始することが可能であり、設定変更モードにおいて、第3のスイッチが第6態様となると設定変更モードを終了することが可能であり、

設定変更モードにおいて、第2のスイッチを第3態様から第4態様とするための最小の力をF1とし、

設定変更モードにおいて、第3のスイッチを第5態様から第6態様とするための最小の力をF2としたとき

$$F1 < F2$$

となっていることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0892

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0892】

なお、単発動画演出においても、連続動画演出においても、テロップの表示態様の違いによって表されるボーナス等の期待度は、「低」（図105（b-1），（d-1）参照）または「高」（図105（b-2），（d-2）参照）の2段階となっており、他の演出（会話演出も含む）によって示されるボーナス等の期待度の段階数よりも少なくなっている。例えば、前述した会話演出では、ボーナス等の期待度を少なくとも4段階で表すことが可能である。しかしながら、例えば、ボーナス等に当せんしていないときは、動画演出が実行される確率を低くする一方、他の演出が実行される確率を高くし、また、ボーナス等に当せんしているときは、動画演出が実行される確率を高くする一方、他の演出が実行される確率を低くすることで、動画演出が実行されること自体が、ボーナス等の期待度が高いことを意味しているようにすれば、たとえ動画演出におけるボーナス等の期待度の段階数が少なくても、遊技者の興趣を損なうことはない。